

大気汚染防止法の手引き

《解体等工事編》

千葉県環境規制課 大気班

電話番号：043－245－5189

Email：kankyokisei.ENP@city.chiba.lg.jp

令和6年12月

建築物や工作物を解体、改造又は補修作業を伴う建設工事を実施する場合には、「大気汚染防止法」において石綿に関する規制があります。

この手引きは、石綿に関する規制内容の概要について作成したものです。

本手引きにおける用語の定義

法	「大気汚染防止法」のことを指します。
施行規則	「大気汚染防止法施行規則」のことを指します。
千葉市要綱	「千葉市建築物等の解体等に伴う石綿の飛散の防止等に関する要綱」のことを指します。
建築物等	建築物と工作物を併せて「建築物等」といいます。
解体等工事	建築物等を解体、改造、又は補修する建設工事を指します。
元請業者等	元請業者又は自主施工者を指します。
特定建築材料	吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料を指します。 建材の種類によって、レベル1, 2, 3及びレベル3相当に分類されます (詳細は手引きp.6 「7 特定粉じん排出等作業実施届出の提出」を ご覧ください)。
特定粉じん排出等作業	特定建築材料が使用されている建築物等の解体等工事のうち、石綿を 飛散させる恐れのある作業を指します。
特定工事	特定粉じん排出等作業を伴う建設工事を指します。
届出対象特定工事	特定工事のうち、レベル1並びにレベル2の石綿含有建材に係る 特定粉じん排出等作業を伴うものを指します。

(一覧表) 大気汚染防止法に基づく、解体等工事着工前に作成する記録等に関する必要項目

○：必須事項 ◎：特定工事の場合の必要項目 ●：届出対象特定工事の場合の必要項目	事前調査結果			特定粉じん排出等作業	
	発注者への説明	記録※1	掲示	作業計画	作業内容の掲示
手引き本文中の記載ページ	p.2	p.3	p.7	p.5	p.6
様式例もしくは様式の記載ページ	p.16～18	p.19～20	p.24～29	p.23	p.24～29
責務	元請業者	元請業者 又は自主施工者			
保存期間	—	特定工事終了後 3年間	—	—	—
事前調査の結果	○		○		
建築材料が特定材料に該当するか否か及びその根拠		○			
事前調査を終了した年月日	○	○	○		
事前調査の方法	○	○	○		
(建築物の解体等工事に係る書面調査及び目視調査を行った場合) 調査を行った者の氏名、および調査者が事前調査を行うために必要な知識を有する者であることを明らかにする事項	○				
上記を証明する書類の写し		○			
解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所 (法人の場合は、代表者の氏名)		○		◎	◎
解体等工事の元請業等の氏名又は名称及び住所 (法人の場合は、代表者の氏名)			○		◎
解体等工事の場所		○		◎	
解体等工事の名称及び概要		○			
解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日		○			
建築材料を設置した年月日		○※2			
解体等工事に係る建築物等の概要		○			
(解体等工事が建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当する場合) 当該作業の対象となる建築物等の部分		○			
(分析による調査を行った場合) 調査を行った箇所並びに調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称		○			
特定建築材料の種類	◎		◎	◎	
特定建築材料使用箇所及び使用面積	◎			◎	
特定粉じん排出等作業の種類	◎			◎	
特定粉じん排出等作業の実施期間	◎			◎	◎
特定粉じん排出等作業の方法	◎			◎	◎
特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由	●				
特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況	●			◎	
特定工事の工程の概要	◎			◎	
特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	◎			◎	◎
(下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合) 下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	●			◎	
特定粉じん排出等作業実施届出の届出年月日及び届出先					●

※1 事前調査結果の記録項目のほか、発注者への説明書面の写しを合わせて保存する。

※2 解体等工事に係る建築物等が施行規則第16条の5第一号ロからホまでに掲げる者のいずれかに該当する場合に限る。

（一覧表）大気汚染防止法に基づく、解体等工事着工後に作成する記録等に関する必要事項

○：必要事項		特定粉じん排出等作業		
		実施状況の記録	発注者への作業完了結果の報告	作業完了結果の記録※1
手引き本文中の記載ページ		p.8	p.10	p.9
様式もしくは様式例の記載ページ		p.30	p.31～32	p.30
責務		作業実施者 (施工の分担関係に 応じて)	元請業者	元請業者 又は自主施工者
保存期間		特定工事終了まで	—	特定工事終了後 3年間
特定粉じん排出等 作業の実施状況	確認年月日	○※2		○※2※3
	確認方法	○※2		○※2※3
	確認結果 (確認結果に基づき補修 等の措置を講じた場合は その内容)	○※2		○※2※3
	確認者氏名	○※2		○※2※3
特定粉じん排出等作業が完了した年月日			○	
特定粉じん排出等作業の実施状況の概要			○	
特定建築材料の除去等の作業の完了確認を 目視により行った者の氏名及び当該者が当 該確認を適切に行うために必要な知識を有 する者に該当することを明らかにする事項			○	
特定工事の元請業者等の現場責任者の氏名 及び連絡場所				○
(下請負人が特定粉じん排出等作業を実施 する場合) 下請負人の現場責任者及び連絡場所				○
特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所 (法人の場合は、代表者の氏名)				○
特定工事の場所				○
特定粉じん排出等作業の種類				○
特定粉じん排出等作業を実施した期間				○
特定建築材料の除去等の作業の完了確認を 目視により行った者が当該確認を適切に行 うために必要な知識を有する者に該当す ることを証明する書類の写し				○
(千葉県要綱) 大気中の石綿濃度の測定結果		○ (届出対象特定工事のみ)		
(千葉県要綱) 特定粉じん排出等作業の工程ごとの写真記録		○ (届出対象特定工事のみ)		

※1 作業完了結果の記録のほか、発注者への作業完了結果の報告書面の写しを合わせて保存する。

※2 負圧隔離等を伴う作業の場合は、次の確認作業に係る事項を含む。

- ・集じん機・排気装置が正常に稼働することの確認、作業場及び前室が負圧に保たれていることの確認
- ・特定建築材料の除去後、隔離を解くに当たって作業場内の清掃等を実施し、特定粉じんが大気中に排出又は飛散するおそれがないことの確認

※3 「特定建築材料の除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者」による特定建築材料の除去等完了の確認を含む。

目 次

第 1 編 特定粉じん排出等作業実施における発注者/元請業者等の義務

○工事前の対応事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.1

- 1 事前調査
- 2 事前調査結果・作業内容の発注者への説明・保存
- 3 事前調査結果の記録、保存
- 4 事前調査結果の報告
- 5 作業計画の作成
- 6 下請負人に対する説明
- 7 特定粉じん排出等作業実施届出の提出

○工事中の対応事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.7

- 8 事前調査結果の現場備え置き、事前調査結果及び作業内容等の掲示
- 9 石綿濃度測定の実施（作業前・中・後）
- 10 除去等作業（作業基準の遵守）
- 11 作業の記録、保存

○工事後の対応事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.9

- 12 必要な知識を有する者による完了確認
- 13 作業の記録、保存
- 14 発注者への作業完了の書面報告、写しの保存
- 15 石綿濃度測定結果等報告書の提出
- 16 他法令による規制

第 2 編 届出書類について

- 1 届出対象特定工事における提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.11

第 3 編 資料編

- 作業基準（大気汚染防止法施行規則 別表第 7）・・・・・・・・・・p.12
- 様式例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.16

第1編 特定粉じん排出等作業実施における発注者／元請業者等の義務

1 事前調査

(元請業者等) …法第18条の15第1項及び第4項



→すべての工事が対象の項目

解体等工事の元請業者等は、その建築物等に

石綿が使用されているか否かについて事前調査

を行う必要があります。

また、建築物の解体等工事に係る事前調査は、

建築物石綿含有建材調査者（下記①～④のいずれかの資格を有するもの）が行う必要があります。

- ①特定建築物石綿含有建材調査者
- ②一般建築物石綿含有建材調査者
- ③一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て住宅・共同住宅は住宅の内部に限定）
- ④令和5年9月30日までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

2 事前調査結果・作業内容の発注者への説明・保存

(元請業者)

…法第18条の15第1項及び第3項、施行規則第16条の7

元請業者は **発注者に対し**、下表の事項を記載した書面を交付して説明する必要があります。

また、交付した書面の写しを **3年間保存** する必要があります。

	石綿あり		石綿無
	届出対象 特定工事 (レベル1, 2)	特定工事 (レベル3、 レベル3相当)	
○調査の結果 ○調査終了年月日 ○事前調査の方法 ○（建築物の解体等工事に係る調査を行った場合） 調査を行った者の氏名、および調査者が環境大臣の定める 知識を有する者に該当することを明らかにする事項	○	○	○
○特定建築材料の種類・使用箇所・使用面積 ○特定粉じん排出等作業の種類・実施期間・方法 ^{※1} ○特定工事の工程の概要 ○特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名 及び連絡場所	○	○	—
○特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、 配置図及び付近の状況 ○（下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合） 下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所 ○特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第18条の 19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により 行うものでないときは、その理由	○	—	—

※1 特定粉じん排出等作業の方法が法に定める方法でないときは、その理由を含む。

解体等工事の元請業者等は、**事前調査に関する記録**（下表事項）を作成し、

当該記録を解体等工事が終了した日から **3 年間保存** しなければなりません。

記録事項	設計図書等に記載されている設置年月日により明らかに石綿非含有と判明した場合※ ¹	左記以外の場合
○解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所 （法人の場合は、代表者の氏名） ○解体等工事の場所 ○解体等工事の名称及び概要 ○事前調査を終了した年月日 ○事前調査の方法 ○解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日	○	○
○解体等工事に係る建築物等の概要 ○（解体等工事が建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当する場合） 当該作業の対象となる建築物等の部分 ○（建築物について事前調査を行った場合） 調査を行った者の氏名※ ² ○（分析による調査を行った場合） 調査を行った箇所並びに調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称 ○解体等工事に係る建築物等の部分における 各建築材料が特定建築材料に該当するか否か （特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨）及びその根拠	—	○
○建築材料を設置した年月日	○※ ³	—

※¹ 解体等工事に係る建築物等が施行規則第 16 条の 5 第一号イからホまでに掲げるもののいずれかに該当する場合。

※² 建築物の解体等工事については、建築物石綿含有建材調査者が行うこと（一部例外あり。施行規則第 16 条の 5 第 1 項第一号を参照のこと）。

※³ 解体等工事に係る建築物等が施行規則第 16 条の 5 第一号ロからホまでに掲げるもののいずれかに該当する場合に限る。

4 事前調査結果の報告

(元請業者等) …法第 18 条の 15 第 6 項、施行規則第 16 条の 11

解体等工事の元請業者等は、下記①～③のいずれかの解体等工事に係る事前調査を行った場合は、当該調査の結果を

遅滞なく行政（**千葉県**および**労働基準監督署**）へ報告する必要があります。

- ① **建築物を解体** する作業を伴う建設工事であって、
当該作業の対象となる床面積の合計が **80 平方メートル以上** であるもの

② **建築物を改造** し、又は **補修** する作業を伴う建設工事であって、
当該作業の請負代金（解体等工事の自主施工者が施工する者については、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額。以下同じ。）の **合計額が 100 万円以上** であるもの

③ **工作物**（特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定めるものに限る。）※
を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、
当該作業の請負代金の **合計額が 100 万円以上** であるもの

※特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物
（令和 2 年環境省告示第 77 号、令和 5 年 6 月 23 日一部改正）

1	反応槽
2	加熱炉
3	ボイラ及び圧力容器
4	配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）
5	焼却設備
6	煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。）
7	貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）
8	発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）
9	変電設備
10	配電設備
11	送電設備（ケーブルを含む。）
12	トンネルの天井板
13	プラットホームの上家
14	遮音壁
15	軽量盛土保護パネル
16	鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
17	観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。）

事前調査結果の報告事項は下表のとおりです。なお、事前調査の段階では調査が困難な箇所があった場合には、当該箇所と共にその理由をあわせて報告することが望ましいです。

報告事項	設計図書等に記載されている 設置年月日により明らかに 石綿非含有と判明した場合※1	左記以外 の場合
○解体等工事の発注者及び元請業者等の氏名又は名称及び住所 （法人の場合は、代表者の氏名） ○事前調査を終了した年月日 ○解体等工事の場所 ○解体等工事の名称及び概要 ○解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日 ○解体等工事の実施の期間 ○（建築物を解体する作業を伴う建設工事に該当する場合） 作業の対象となる床面積の合計	○	○
○建築材料を設置した年月日※2	○	—
○（建築物の解体等工事に係る事前調査を行った場合） 調査を行った者の氏名、および調査者が環境大臣の定める 知識を有する者に該当することを明らかにする事項 ○解体等工事に係る建築物等の概要 ○（分析による調査を行った場合） 当該調査を行った箇所並びに当該調査を行った者の氏名及び 所属する機関又は法人の名称 ○（建築物を改造・補修する作業を伴う建設工事又は特定の工作物 を解体し、改造・補修する作業を伴う建設工事に該当する場合） 作業の請負代金の合計額 ○解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料の種類 ○解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料が 特定建築材料に該当するか否か （特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨） 及び該当しないときは、その根拠の概要 ○当該特定工事における特定粉じん排出等作業の開始時期※3	—	○

※1 解体等工事に係る建築物等が施行規則第 16 条の 5 第一号イからホまでに掲げるもののいずれかに該当する場合に限る。

※2 解体等工事に係る建築物等が施行規則第 16 条の 5 第一号ロからホまでに掲げるもののいずれかに該当する場合に限る。

※3 解体等工事が特定工事に該当する場合に限る。

5 作業計画の作成

(元請業者等) …法第 18 条の 14、施行規則第 16 条の 4 第 1 項

特定工事の元請業者等は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の開始前に、次に掲げる事項を記載した当該 **特定粉じん排出等作業の計画** を作成する必要があります。

- ・ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 特定工事の場所
- ・ 特定粉じん排出等作業の種類
- ・ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ・ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ・ 特定粉じん排出等作業の方法
- ・ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
- ・ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ・ 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ・ (下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合)下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

6 下請負人に対する説明

(元請業者、下請業者) …法第 18 条の 16 第 3 項

特定工事の元請業者及び下請業者が、特定工事を他の者に請け負わせるときは、たとえ特定工事の一部であっても下請けする事業者に対し、次に掲げる事項を説明する必要があります。

- ・ 特定粉じん排出等作業の方法
- ・ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ・ 特定粉じん排出等作業の種類
- ・ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ・ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

7 特定粉じん排出等作業実施届出の提出

(発注者／自主施工者) …法第18条の17第1項

特定建築材料が使用されている建築物等の解体等工事を行う作業のうち、

レベル1 又は **レベル2** の特定建築材料に係る特定粉じん排出等作業を伴うものは、

作業開始の14日前 までに **特定粉じん排出等作業実施届出**
作業完了後 に **石綿濃度測定結果等報告書**

を提出する必要があります。

詳細は p.11「第2編 届出対象特定工事における提出書類」をご覧ください。

表：特定建築材料の種類及び特定建築材料に該当する建築材料の例

届出の要否	特定建築材料の種類	建築材料の例
要	吹付け石綿 (レベル1)	①吹付け石綿、②石綿含有吹付けロックウール(乾式・湿式)、③石綿含有吹付けバーミキュライト、④石綿含有吹付けパーライト
要	石綿を含有する断熱材 (レベル2)	①屋根用折板裏石綿断熱材、②煙突用石綿断熱材
要	石綿を含有する保温材 (レベル2)	①石綿保温材、②けいそう土保温材、③石綿含有けい酸カルシウム保温材、④バーミキュライト保温材、⑤パーライト保温材、⑥不定形保温材(水練り保温材)
要	石綿を含有する耐火被覆材 (レベル2)	①耐火被覆板、②けい酸カルシウム板第二種
不要	石綿含有成形板等 (レベル3)	①スレートボード、②けい酸カルシウム板第1種、 ③ビニル床タイル、④石綿含有スレート波板 ⑤パッキン
不要	石綿含有仕上塗材 (レベル3に相当)	①建築物仕上塗材(吹付けバーミキュライト、吹付けパーライトは除く)、②建築用下地調整材



事前調査結果の現場備え置き、事前調査結果及び作業内容等の掲示

(元請業者等)

…法第 18 条の 15 第 5 項、施行規則第 16 条の 4、9、10

○事前調査結果の備え置き

解体等工事の元請業者等は、下記の事項を記載した事前調査に関する記録の写しを
当該 解体等工事の現場に備え置く 必要があります
(記載例については、QR コード先の資料をご覧ください)。



事前調査の記録
記載例

○事前調査結果及び作業内容等の掲示

下表の事項を記載した掲示板 (A3 用紙以上の大きさ)を、
当該解体等工事の現場において
公衆に 見やすいように設置する 必要があります
(記載例については、QR コードの資料をご覧ください)。



掲示板
記載例

表：掲示の記載事項^{※1}

	石綿あり		石綿なし
	届出対象特定工事	特定工事	
○調査の結果 ○元請業者等の氏名又は名称及び住所 (法人の場合は、代表者の氏名) ○調査終了年月日 ○事前調査の方法	○	○	○
○(解体等工事が特定工事に該当する場合) 特定建築材料の種類	○	○	—
○特定工事の発注者及び元請業等の氏名 又は名称及び住所 (法人の場合は、代表者の氏名) ○特定粉じん排出等作業の実施期間及び方法 ○特定工事の元請業者等の現場責任者の 氏名および連絡場所	○	○	—
○特定粉じん排出等作業実施届出の 届出年月日及び届出先	○	—	—

※1 本表は、大気汚染防止法において記載が必須である項目を記載しています。石綿則の掲示の
記載事項については、大気汚染防止法と異なる項目がありますので、ご注意ください。

9 石綿濃度測定の実施（作業前・中・後）（元請業者等）…千葉市要綱第3条第1項

特定粉じん排出等作業実施届出対象の特定工事の元請業者等は、
下記※の通り、大気中の石綿の濃度を測定し、その結果を記録する必要があります。

発注者等（発注者もしくは自主施工者）は、

特定粉じん排出等作業の

完了後速やかに **石綿濃度測定結果等報告書** により、

結果等を **市長へ提出する** 必要があります。

（詳細については、p.10 「15 石綿濃度測定結果等報告書の提出」をご覧ください。）

※石綿濃度の測定について

【測定箇所】

測定時期	測定回数	測定場所
作業開始前	1回	○建築物等の周辺4方向における敷地境界線上の4か所
作業期間中	1回以上	○建築物等の周辺4方向における敷地境界線上の4か所 ○（作業場の隔離の措置を講じた場合）集じん・排気装置の排気口及び前室の出入口
作業完了後	1回	○建築物等の周辺4方向における敷地境界線上の4か所

【測定高さ】地上 1.5 m

【測定方法】石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法（平成元年環境庁告示第93号）に定める方法その他の適当な方法（アスベストモニタリングマニュアル（環境省）等）

10 除去等作業（作業基準の遵守）（元請業者等／下請負人）

…法第18条の14及び19、施行規則第16条の4及び施行規則別表第7

特定粉じん排出等作業を行う場合は、法に基づく**作業基準**を遵守する必要があります。

（作業基準の詳細は p.12~p.15 の「第3編 資料編 ★作業基準（大気汚染防止法 施行規則別表第7）」をご覧ください。）

11 作業の記録、保存

（元請業者等／下請負人）…施行規則第16条の4、千葉市要綱第3条第1項及び第2項

特定工事の元請業者等又は下請負人は、

当該特定工事における

特定粉じん排出等作業の実施状況^{※1}及び千葉市要綱に規定する事項^{※2}

を記録し、特定工事が終了するまでの間、記録を保存する必要があります。

※1 p.12~p.15 の「第3編 資料編 ★作業基準（大気汚染防止法 施行規則別表第7）」中の、「2. 作業基準（作業の種類ごと）」の一の項八、二、へ及びトに規定する確認を行った際に、下記事項を記録してください。

- ・確認年月日
- ・確認の方法
- ・確認の結果（確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあっては、その内容を含む。）
- ・確認をした者の氏名

※2 千葉市要綱に規定する記録事項は下記のとおりです。

- ・大気中の石綿濃度の測定結果
- ・特定粉じん排出等作業の工程ごとの写真記録

1 2 必要な知識を有する者による完了確認

（元請業者等）…施行規則第 16 条の 4

特定工事の元請業者等は、当該特定工事における特定建築材料の除去又は囲い込み等の完了後（作業を行う場所を他の場所から隔離したときは隔離を解く前）に、作業完了の確認^{※1}を、知識を有する者^{※2}が目視により確認する必要があります。

※1 除去の場合は、特定建築材料の取り残しがないこと、囲い込み等の場合は、囲い込み等が適切に行われ、石綿の飛散のおそれがないことを確認してください。

※2 建築物：建築物石綿含有建材調査者(p.1「1 解体等工事の事前調査」参照)又は当該特定工事に係る石綿作業主任者が該当します。

工作物：当該特定工事に係る石綿作業主任者が該当します。

1 3 作業の記録、保存

（元請業者等）…法第 18 条の 23 第 1 項及び第 2 項

特定工事の元請業者等は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、特定粉じん排出等作業に関する記録[※]を作成し、

特定工事が終了した日から **3 年間保存** しなければなりません。

また、作業完了の確認を行った者が必要な知識を有する者に該当することを証明する書類の写しを、記録とともに保存する必要があります。

※特定粉じん排出等作業に関する記録事項・

- ・特定工事の元請業者等の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ・（下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合）下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ・特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所（法人の場合は、代表者の氏名）
- ・特定工事の場所
- ・特定粉じん排出等作業の種類
- ・特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ・特定粉じん排出等作業の実施状況
- ・除去又は囲い込み等の完了の確認をした年月日、確認の結果及び確認を行った者の氏名
- ・「1 1 作業の記録、保存」における※ 1 の記録事項

14 発注者への作業完了の書面報告、写しの保存 (元請業者)

…法第18条の23第1項、施行規則第16条の16第1項

特定工事の元請業者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、

その結果を遅滞なく発注者に 書面で報告[※] しなければなりません。

また、当該書面の写しを、上記13の記録とともに、特定工事が終了した日から3年間保存しなければなりません。

※書面での報告事項

- ・ 特定粉じん排出等作業が完了した年月日
- ・ 特定粉じん排出等作業の実施状況の概要
- ・ 除去又は囲い込み等の完了確認を行った者の氏名
- ・ 作業完了の確認を行った者が、確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを証明する書類

15 石綿濃度測定結果等報告書の提出 (発注者／自主施工者) …千葉市要綱第3条第5項及び第6項

特定粉じん排出等作業実施届出の対象工事の発注者および自主施工者は、

千葉市要綱 に基づき、石綿濃度測定結果等を

石綿濃度測定結果等報告書 (様式第1号) により市へ提出する必要があります。

詳細は p.11 「第2編 届出対象特定工事における提出書類」をご覧ください。

16 他法令による規制

大気汚染防止法のほか、建築物等の解体等に係る石綿飛散防止対策に関連する法律として、労働安全衛生法(石綿障害予防規則)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法、建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)などがあります。

元請業者等は、これらの関係法令に基づき適正に作業を行う必要があります。

○千葉市における、アスベストに関する相談窓口一覧

相談事項	問い合わせ先	電話番号
大気汚染防止法の石綿飛散対策について (建築物等の吹付け石綿等の除去)	環境保全部環境規制課	245-5189
アスベストに関する健康相談窓口	保健所環境衛生課	238-9940
廃棄物処理法における廃アスベスト等の扱いについて	資源循環部産業廃棄物指導課	245-5684
家庭用品の廃棄・収集について	資源循環部収集業務課	245-5246
建物に関するアスベストの相談について (既存建築物吹付けアスベスト対策助成制度等)	建築部建築指導課	245-5836
建設リサイクル法分別解体等について (建築物)		245-5803
建設リサイクル法分別解体等について (土木系工作物)	土木部技術管理課	245-5367

第2編 届出対象特定工事における提出書類

届出対象特定工事における届出書類は、下表（１）および（２）のとおりです。提出にあたっては、それぞれファイル一冊にまとめていただき、２部提出してください。

（１）作業開始前に提出する書類

届出書類	特定粉じん排出等作業実施届出書 【大気汚染防止法（様式第３の５）】
届出者	発注者（又は自主施工者）
届出期限	作業開始日（養生等開始日）の１４日前まで （届出提出日と作業開始日の間は、中１４日以上空けてください。）
添付書類	○現場案内図 ○石綿の使用箇所がわかる見取図 ○作業の方法（フロー図等） ○対象となる建築物等の配置図及び付近の状況 ○作業工程表 ○作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図※ ○その他参考書類 ・石綿濃度測定計画 ・薬液等のカタログ 等 ※見取図には、主要寸法、隔離された作業場の容量（m^3）、集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること

（２）作業終了後に提出する書類

届出書類	石綿濃度測定結果等報告書【千葉市要綱（様式第１号）】
届出者	発注者（又は自主施工者）
届出期限	作業終了後、速やかに
添付書類	○石綿濃度測定結果※ ○作業記録（特定粉じん排出等作業の工程ごとの写真）

※p.8 「９ 石綿濃度測定の実施（作業前・中・後）」を参照ください。

【問合せ先及び届出先】

〒260-8722 千葉市中央区千葉港１番１号 本庁舎高層棟７階 Dカウンター
千葉市環境局環境保全部 環境規制課 大気班
電話：043-245-5189 FAX：043-245-5557
E-mail： kankyokisei.ENP@city.chiba.lg.jp

第3編 資料編

★作業基準（大気汚染防止法 施行規則別表第7）

1. 作業基準（全作業共通）	
一	特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の開始前に、次に掲げる事項を記載した当該特定粉じん排出等作業の計画を作成し、当該計画に基づき当該特定粉じん排出等作業を行うこと。 イ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 ロ 特定工事の場所 ハ 特定粉じん排出等作業の種類 ニ 特定粉じん排出等作業の実施の期間 ホ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積 ヘ 特定粉じん排出等作業の方法 ト 第十条の四第二項各号に掲げる事項
二	特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業を行う場合は、公衆の見やすい場所に次に掲げる要件を備えた掲示板を設けること。 イ 長さ四十二・〇センチメートル、幅二十九・七センチメートル以上又は長さ二十九・七センチメートル、幅四十二・〇センチメートル以上であること。 ロ 次に掲げる事項を表示したものであること。 （１） 特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 （２） 当該特定工事が届出対象特定工事に該当するときは、法第十八条の十七第一項又は第二項の届出年月日及び届出先 （３） 第十条の四第二項第三号並びに前号二及びへに掲げる事項
三	特定工事の元請業者、自主施工者又は下請負人は、特定工事における施工の分担関係に応じて、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の実施状況（別表第七の一の項中欄に掲げる作業並びに六の項下欄イ及びハの作業を行うときは、同表の一の項下欄ハ、二、へ及びトに規定する確認をした年月日、確認の方法、確認の結果（確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあつては、その内容を含む。）及び確認した者の氏名を含む。）を記録し、これを特定工事が終了するまでの間保存すること。
四	特定工事の元請業者は、前号の規定により各下請負人が作成した記録により当該特定工事における特定粉じん排出等作業が第一号に規定する計画に基づき適切に行われていることを確認すること。
五	特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定建築材料の除去、囲い込み又は封じ込め（以下この号において「除去等」という。）の完了後に（除去等を行う場所を他の場所から隔離したときは、当該隔離を解く前に）、除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者に当該確認を目視により行わせること。ただし、解体等工事の自主施工者である個人（解体等工事を業として行う者を除く。）は、建築物等を改造し、又は補修する作業であつて、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら当該確認を行うことができる。
六	前各号に定めるもののほか、別表第七の中欄に掲げる作業の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

2. 作業基準（作業の種類ごと）		
作業の種類		作業基準
一	特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項又は五の項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離すること。隔離に当たっては、作業場の出入口に前室を設置すること。 ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気に日本産業規格 Z 八二二に定める HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。 ハ イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ヘ イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ト 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。
二	特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（吹付け石綿を除く。）を除去する作業であつて、特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破碎以外の方法で除去するもの（五の	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。

	項に掲げるものを除く。)	
三	特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、石綿を含有する仕上塗材を除去する作業（五の項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。（ロの規定により特定建築材料を除去する場合を除く。） ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。 （１） 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 （２） 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たつて、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。
四	特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、石綿を含有する成形板その他の建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材等及び石綿を含有する仕上塗材を除く。この項の下欄において「石綿含有成形板等」という。）を除去する作業（一の項から三の項まで及び次項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料を切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。 ロ イの方法により特定建築材料（ハに規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は令第三条の四第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ 石綿含有成形板等のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定めるものにあつては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は令第三条の四第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。 （１） 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 （２） 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 二 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たつて、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。
五	特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業	作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

六	特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料を除去若しくは囲い込み等を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕により除去する場合は一の項下欄イからトまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は二の項下欄イからハまでに掲げる事項を遵守すること。 ロ 特定建築材料の囲い込み等を行うに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。 ハ 吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破砕等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、一の項下欄イからトまでの規定を準用する。この場合において、「除去する」とあるのは「囲い込み等を行う」と、「除去」とあるのは「囲い込み等」と読み替えることとする。
---	--	--



解体等工事に係る事前調査説明書面

発注者 住所
氏名（法人にあっては名称及びその代表者の氏名） 様

元請業者 住所
氏名（法人にあっては名称及びその代表者の氏名）
電話番号

大気汚染防止法第 18 条の 15 第 1 項に基づき、解体等工事に係る石綿使用の有無に関する事前調査結果について下記のとおり説明します。

解体等工事の場所		(解体等工事の名称)	
解体又は改造・補修着手年月日		年 月 日	延床面積
解体等工事の種類		解体 改造・補修	階数
建築物等の竣工年		昭和・平成 年	
建築物等の概要		☐ 建築物（ ☐ 耐火・ ☐ 準耐火・ ☐ その他（ ）） ☐ 木造・ ☐ RC 造・ ☐ S 造 ☐ その他（ ）） 延べ面積 m ² （ 階建）	
		☐ その他工作物	
事前調査を行った者及び当該者が登録規程に基づく講習を受講した講習実施機関の名称等		氏名 講習実施機関の名称： （ ☐ 一般 ☐ 特定 ☐ 一戸建て等 ☐ その他（ ））	
調査を終了した年月日		年 月 日	
調査の方法		☐ 書面 ☐ 目視 ☐ 分析 ☐ その他（ ）	
調査の結果	特定建築材料の有無	☐ 石綿有又は石綿みなし有（詳細は別紙 1 のとおり） ☐ 石綿無	
	破壊しないと調査できない場所であって、解体等が始まる前に確認できなかった場所		
事前調査の揭示	設置予定年月日	年 月 日	
	設置場所	別紙 のとおり	
大気汚染防止法に係る作業の実施の届出の要否		☐ 要 ☐ 否	

備考 1 特定建築材料があり、特定粉じん排出等作業に該当する場合は別紙 1 を添付すること。
2 工事中に特定建築材料を見つけた場合、再度説明すること。

元請業者からこの書面の説明を受けました。
発注者氏名（法人にあっては名称並びに説明を受けた者の職及び氏名）
年 月 日 （氏名）

発注者へこの書面の説明を行いました。
元請業者氏名（法人にあっては名称並びに説明を行った者の職及び氏名）
年 月 日 （氏名）

別紙 1

特定粉じん排出（石綿除去）等作業の概要

特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第 7 1 の項 建築物等の解体作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業(次項及び 5 の項を除く) 2 の項 建築物等の解体作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業（かき落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの）(5 の項を除く) 3 の項 建築物等の解体等作業のうち、石綿含有仕上塗材を除去する作業（5 の項を除く） 4 の項 建築物等の解体等作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業（1 から 3 までの項、次項を除く） 5 の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6 の項 建築物等の改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日 至 年 月 日
特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積	1 吹付け石綿 (、 m ²) 2 石綿を含有する断熱材 (、 m ²) 3 石綿を含有する保温材 (、 m ²) 4 石綿を含有する耐火被覆材 (、 m ²) 5 石綿を含有する仕上塗材 (、 m ²) 6 石綿を含有する成形板等 (、 m ²) 詳細は別紙 2 のとおり
特定粉じん排出等作業の方法	除去 ・ 囲い込み ・ 封じ込め ・ その他 ()
☐ 特定粉じん排出等作業の方法が法第 18 条の 19 各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由 (※)	
☐ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況 (※)	別紙のとおり
特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	別紙のとおり
作業の掲示	設置予定年月日 年 月 日 設置場所 別紙のとおり
特定工事の元請業者等の現場責任者の氏名及び連絡場所	(氏名) (電話番号)
☐ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所 (※)	(氏名) (電話番号)

備考 1 解体等工事が特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）に該当する場合に作成すること。
2 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況、特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要については、計画している作業方法等がわかるものを添付すること（作業工程を示す日程表、図面等）。

※届出対象特定工事に該当する場合に記入すること。

各建築材料の事前調査結果

建築材料の種類	事前調査結果			判断の根拠				
	石綿 有	みな し	石綿 無	①目視 ②設計図書等 (④を除く。) ③分析 ④建築材料製造者による証明 ⑤建築材料の製造年月日				
吹付け材	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
保温材	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
煙突断熱材	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
屋根用折版断熱材	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
耐火被覆材 (吹付け材を除き、けい酸カルシウム板第2種を含む。)	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
仕上塗材	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
スレート波板	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
スレートボード	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
屋根用化粧スレート	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
けい酸カルシウム板第1種	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
押出成形セメント板	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
パルプセメント板	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
ビニル床タイル	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
窯業系サイディング	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
石膏ボード	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
ロックウール吸音天井板	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
その他の材料	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐



事前調査に関する記録

解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
解体等工事の場所	
解体等工事の名称	
解体等工事の概要	
事前調査を終了した年月日	年 月 日
事前調査の方法	☐ 書面及び目視 ☐ 分析 ☐ その他 ()
事前調査を行った者の氏名 (※)	
解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日(使用禁止が猶予されていたガasket等の設置日を書面で確認した場合は、それらの材料の設置年月日を含む)	年 月 日
解体等工事に係る建築物等の概要	☐ 建築物(☐ 耐火・ ☐ 準耐火・ ☐ その他 ()) (☐ 木造・ ☐ RC造・ ☐ S造 ・ ☐ その他 ()) 延べ面積 m ² (階建)
	☐ その他工作物
解体等工事が建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、当該作業の対象となる建築物等の部分	
分析による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所	
分析による調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称	

※令和 5 年 10 月 1 日から施行

(事前調査に関する記録 例)

各建築材料の事前調査結果

建築材料の種類	事前調査の結果			判断の根拠				
	石綿有	みなし	石綿無	①目視 ②設計図書等 (④を除く。) ③分析 ④建築材料製造者による証明 ⑤建築材料の製造年月日				
吹付け材	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
保温材	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
煙突断熱材	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
屋根用折版断熱材	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
耐火被覆材(吹付け材を除き、けい酸カルシウム板第2種を含む。)	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
仕上塗材	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
スレート波板	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
スレートボード	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
屋根用化粧スレート	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
けい酸カルシウム板第1種	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
押出成形セメント板	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
パルプセメント板	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
ビニル床タイル	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
窯業系サイディング	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
石膏ボード	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
ロックウール吸音天井板	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
その他の材料	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐

※判断根拠として使用した書類（石綿（アスベスト）含有建材データベースのプリントアウト、メーカーの石綿無含有証明資料、分析結果の報告書、過去に実施した調査結果、ガasket等との交換記録など）を添付する。

※石綿含有の可能性のある建材について、部屋や部位等を特定できるよう明記する。

※分析調査の結果の記録には、石綿等の種類も含める。また、含有率の測定を行っている場合は、含有率も記録する。

※分析調査を行った場合は、試料採取箇所について、写真、図面への記入、スケッチ又はこれらを組み合わせる等により、試料採取箇所が特定できるようにしておく。

※平面図で表現しづらいものは書面調査で入手した断面図や詳細図等を用いたり、建材の種類別に色分けしたり、石綿無含有の範囲についても表示するなど、使用箇所をわかりやすくする。



事前調査結果報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

届出者

事前調査の結果について、大気汚染防止法第18条の15第6項の規定により、次のとおり報告します。

解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	〒 ー		
解体等工事の場所	〒 ー		
解体等工事の名称			
解体等工事の概要			
解体等工事の実施の期間	自 年 月 日	※整理番号	
	至 年 月 日	※受理年月日	年 月 日
特定粉じん排出等作業の開始時期		※審査結果	
建築物等の設置の工事に着手した年月日	年 月 日		
建築物等の概要	建築物（耐火・準耐火・その他） （木造・RC造・S造・その他） 延べ面積 m ² （ 階建）		
	その他工作物		
解体の作業の対象となる床面積の合計		※備考	
解体、改造又は補修の作業の請負代金の合計			
事前調査を終了した年月日	年 月 日		
書面による調査及び目視による調査を行った者	氏 名		
	講習実施機関の名称	(一般・特定・一戸建て等・その他)	
分析による調査を行った箇所			
分析による調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称			

建築材料の種類	事前調査の結果			判断の根拠 ①目視 ②設計図書等（④を除く。） ③分析 ④建築材料製造者による証明 ⑤建築材料の製造年月日
	石綿 有	みな し	石綿 無	
吹付け材	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐
保温材	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐
煙突断熱材	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐
屋根用折版断熱材	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐
耐火被覆材（吹付け材を除き、けい酸カルシウム板第 2 種を含む。）	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐
仕上塗材	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐
スレート波板	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐
スレートボード	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐
屋根用化粧スレート	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐
けい酸カルシウム板第 1 種	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐
押出成形セメント板	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐
パルプセメント板	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐
ビニル床タイル	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐
窯業系サイディング	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐
石膏ボード	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐
ロックウール吸音天井板	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐
その他の材料	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐

- 備考 1 解体の作業の対象となる床面積の合計の欄は建築物の解体作業を伴う建設工事の場合、解体、改造又は補修の作業の請負代金の合計の欄は建築物の改造若しくは補修作業を伴う建設工事又は工作物の解体、改造若しくは補修作業を伴う建設工事の場合に記載すること。
- 2 講習実施機関の名称の欄には、書面による調査及び目視による調査を行わせた者が、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成 30 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第 1 号）第 2 条第 2 項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は一般、同条第 3 項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は特定、同条第 4 項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者に該当する場合は一戸建て等に印を付すとともに、同規程に基づく講習の実施機関の名称を記載し、一般建築物石綿含有建材調査者及び特定建築物石綿含有建材調査者と同等以上の能力を有する者と認められる者に該当する場合は、その他に記しを付すとともに、これを明らかにする事項を記載すること。
- 3 事前調査の結果及び特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠の欄は、解体等工事の対象となる建築物等に使用されている全ての建築材料について該当箇所に印を付すこと。
- 4 事前調査の結果の欄は、大気汚染防止法施行規則第 16 条の 5 第 3 号の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなして、大気汚染防止法及びこれに基づく命令中の特定工事に関する措置を講ずる場合についてはみなしの箇所に印を付すこと。
- 5 特定建築材料に該当しない場合の事前調査の方法の欄は、該当する事前調査の方法が複数ある場合は、その全ての箇所に印を付すこと。
- 6 ※ 印の欄には、記載しないこと。
- 7 報告書の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。

特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	様式はこちら
特定工事の場所	
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第 7 1 の項 建築物等の解体作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業(次項及び5 の項を除く) 2 の項 建築物等の解体作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業(かき落とし、切断、又は破碎以外の方法で特定建築材料を除去するもの)(5 の項を除く) 3 の項 建築物等の解体等作業のうち、石綿含有仕上塗材を除去する作業(5 の項を除く) 4 の項 建築物等の解体等作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業(1 から 3 までの項、次項を除く) 5 の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6 の項 建築物等の改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日 至 年 月 日
特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積	1 吹付け石綿 (、 m²) 2 石綿を含有する断熱材 (、 m²) 3 石綿を含有する保温材 (、 m²) 4 石綿を含有する耐火被覆材 (、 m²) 5 石綿を含有する仕上塗材 (、 m²) 6 石綿を含有する成形板等 (、 m²) 詳細は別紙のとおり
特定粉じん排出等作業の方法	除去 ・ 囲い込み ・ 封じ込め ・ その他 () 詳細は別紙のとおり
特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要	□建築物(□耐火・□準耐火・□その他 ()) (□木造・□RC 造・□S 造 ・□その他 ()) 延べ面積 m² (階建) □その他工作物 配置図及び付近の状況は別紙のとおり
特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	別紙のとおり
特定工事の元請業者等の現場責任者の氏名及び連絡場所	
下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	

- 23 -

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ



様式はこちら

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告^{注1)}、労働安全衛生法第88条第1項(労働安全衛生規則第90条第五号の二)の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っており、石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称:			
届出先及び届出年月日		発注者又は自主施工者	
労働基準監督署		氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)	
都・道・府・県		住所	
市・区			
調査終了年月日			
看板表示日			
解体等工事期間			
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間			
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			
調査方法の概要(調査箇所)			
【調査方法】		元請業者(工事の施工者かつ調査者)	
【調査箇所】		氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)	
		住所	
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)			
【石綿含有あり】		現場責任者氏名	
		連絡場所 TEL	
【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照		を石綿作業主任者に選任しています。	
		調査を行った者(分析等の実施者)	
		氏名又は名称及び住所	
		事前調査・試料採取を実施した者	
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法			
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法		除去・囲い込み・封じ込め・その他	
集じん・排気装置	機種・型式・設置数		
	排気能力(m^3/min)		
	使用するフィルタの種類及びその集じん効果(%)		
	使用する資材及びその種類		
その他の石綿(特定粉じん)の排出又は飛散の抑制方法		分析を実施した者	
備考:その他の条例等の届出年月日		その他の事項	
		調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す。	
		①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明	
		⑤材料の製造年月日	

レベル3及び仕上塗材(届出不要)

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。
石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建
特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。



様式はこちら

事業場の名称:			
調査終了年月日		令和 年 月 日	発注者又は自主施工者 氏名又は名称(法人にあつては代表者の氏名)
看板表示日		令和 年 月 日	
解体等工事期間	令和 年 月 日 ~	令和 年 月 日	住所
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和 年 月 日 ~	令和 年 月 日	
調査方法の概要(調査箇所)			元請業者(工事の施工者かつ調査者)
【調査方法】 【調査箇所】			氏名又は名称(法人にあつては代表者の氏名)
			住所
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)			
【石綿含有あり】			現場責任者氏名 連絡場所 TEL
【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照			を石綿作業主任者に選任しています。
			調査を行った者(分析等の実施者)
			氏名又は名称及び住所 事前調査・試料採取を実施した者
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法			分析を実施した者
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	除去 ・ その他		
特定粉じんの排出又は 飛散の抑制方法			
使用する資材及びその種類			その他事項 調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す。 ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日
備考:その他の条例等の届出年月日			

石綿未使用

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行って大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則及び条例等に基づく調査結果をお知らせします。



様式はこちら

事業場の名称:

調 査 終 了 年 月 日	令和 年 月 日	元請業者(解体等工事の施行者かつ調査者)	
看 板 表 示 日	令和 年 月 日	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)	
解体等工事期間: 令和 年 月 日～令和 年 月 日		住所	
調査方法の概要(調査箇所)			
【調査方法】		現場責任者氏名 連絡場所 TEL	
【調査箇所】			
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)			
石綿は使用されていませんでした。(特定工事に該当しません)		調査を行った者(分析等の実施者)	
【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照		氏名又は名称及び住所	
		事前調査・試料採取を実施した者	
		分析を実施した者	
		その他事項	
		調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す。 ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日	

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告^{注1)}、労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第五号の二)の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております。石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称: ○○○○解体工事作業所			
届出先及び届出年月日		発注者又は自主施工者	
千葉 労働基準監督署		氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)	
千葉 都・道・府(県) 千葉(市)・区		○○不動産(株) 代表取締役社長 ○○ ○○	
調査終了年月日		住所	
令和○○年○○月○○日		東京都○○区○ー○	
看板表示日		令和○○年○○月○○日	
解体等工事期間		令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日	
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間		令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日	
調査方法の概要(調査箇所)		元請業者(工事の施工者かつ調査者)	
【調査方法】 書面調査、現地調査、分析調査		氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)	
【調査箇所】 建築物全体(1階~4階)		○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○	
※ 改修等の場合は、改修等を実施するために調査した箇所を記載する。 (例) 1階機械室(改修等工事対象場所)		住所	
千葉県千葉市○○区○ー○			
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)			
【石綿含有あり】		現場責任者氏名 ○○○○	
1階 機械室	吹き付け石綿	連絡場所 TEL 03-×××-××××	
1階 機械室	保温材(石綿含有とみなし)		
エレベーターシャフト	吹付石綿	○○ ○○ を石綿作業主任者に選任しています。	
クリソタイル			
クリソタイル			
【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照		調査を行った者(分析等の実施者)	
1~4階 トイレ内PS	保温材③	氏名又は名称及び住所	
1~4階 床:ビニル床タイル③、天井:フレキシブルボード④、その他の建材④⑤		事前調査・試料採取を実施した者	
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法		①特定建築物石綿含有建材調査者	
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	除去 囲い込み・封じ込め・その他	会社名:○○環境(株)	
集じん・排気装置	機種:集じん・排気装置 型式:○○○-2000 設置数:○台	氏名:○○○○ 登録番号:○○○○○	
排気能力(m ³ /min)	○○m ³ /min(1時間あたりの換気回数4回以上)	住所:千葉県千葉市○○区○ー○	
使用するフィルタの種類及びその集じん効果(%)	HEPAフィルター 捕集効率:99.97% 粒子径:0.3μm	分析を実施した者	
使用する資材及びその種類	・湿潤用薬液:○○○○ 固化用薬液:○○○○○	②○○環境分析センター 代表取締役社長 ○○ ○○	
その他の石綿(特定粉じん)の排出又は飛散の抑制方法	(例)・吹付け層に薬液を含浸する等により表層面を被覆する封じ込め工法 ^{注2)}	氏名:○○ ○○ 登録番号 ○○○○	
備考:その他の条例等の届出年月日	(例)・板状材料で完全に覆うことにより密閉する囲い込み工法 ^{注2)}	住所:埼玉県○○市○ー○	
その他の事項		調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す。	
		①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明	
		⑤材料の製造年月日	

注1) 工事に係る部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事の場合

注2) 封じ込め工法や囲い込み工法を行う場合の記載例

レベル3及び仕上塗材(届出不要)記入例

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。^{注)}
 石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称: ○○○○解体工事作業所			
調査終了年月日		令和○○年○○月○○日	
看板表示日		令和○○年○○月○○日	
解体等工事期間	令和○○年○○月○○日 ~	令和○○年○○月○○日	住所 東京都○○区○ー○
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和○○年○○月○○日 ~	令和○○年○○月○○日	
調査方法の概要(調査箇所)			元請業者(工事の施工者かつ調査者)
【調査方法】	書面調査、現地調査、分析調査		氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
【調査箇所】	建築物全体(1~3階)		○○○○開発㈱ 代表取締役社長 ○○ ○○
			住所 千葉県千葉市○○区○ー○
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)			
【石綿含有あり】			現場責任者氏名 ○○○○
外壁	石綿含有仕上塗材	クリソタイル	連絡場所 TEL 03-×××-××××
1階 軒天	石綿含有ケイ酸カルシウム板第1種	クリソタイル	○○ ○○ を石綿作業主任者に選任しています。
2階 事務室・会議室A床	ビニル床タイル	クリソタイル	
2階 給湯室	天井 フレキシブルボード	クリソタイル	
【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照			調査を行った者(分析等の実施者)
1階 倉庫	吹付けロックウール	③	氏名又は名称及び住所
1~3階 床:ビニル床シート⑤	壁:けい酸カルシウム板第1種④	天井:岩綿吸音板③	その他の建材④⑤
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法			
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	(除去)・その他		
特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	石綿含有成型板等		
	(例)フレキシブルボードは原形のまま取り外す。ビニル床タイルは湿潤化しながらパール等で除去を行う。石綿含有けい酸カルシウム板第1種は作業場を養生シートで養生(隔離)し、湿潤化しながらパール等で除去を行う。		
	石綿含有仕上塗材		
	(例)剥離剤併用手工具ケレン工法。外周を養生シートで養生(隔離)し、除去を行う		
使用する資材及びその種類	・湿潤用薬液:○○○○ ・固化用薬液:○○○○ ・隔離用シート(厚さ:床○mm、その他○mm) ・接着テープ 等		
備考:その他の条例等の届出年月日			
			分析を実施した者
			事前調査・試料採取を実施した者
			①一般建築物石綿含有建材調査者
			会社名:○○環境(株)
			氏名:○○○○ 登録番号:○○○○
			住所:千葉県千葉市○○区○ー○
			②○○環境分析センター 代表取締役社長 ○○ ○○
			氏名:○○ ○○ 登録番号 ○○○○
			住所:埼玉県○○市○ー○
			その他事項
			調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す。
			①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明
			⑤材料の製造年月日

注) 工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

石綿未使用

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。^{注)}
大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則及び条例等に基づく調査結果をお知らせします。

事業場の名称:	
調 査 終 了 年 月 日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
看 板 表 示 日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
解体等工事期間: 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日	
調査方法の概要(調査箇所)	
【調査方法】 書面調査、現地調査、分析調査 ※建物の着工日で石綿含有なしを判断した場合は、書面調査のみとなる	元請業者(解体等工事の施行者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) 〇〇建設株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇
【調査箇所】 建物全体(1階～3階)	住所 東京都〇〇区〇ー〇
	現場責任者氏名 〇〇〇〇 連絡場所 TEL 03-×××-××××
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)	
石綿は使用されていませんでした。(特定工事に該当しません)	
調査を行った者(分析等の実施者)	
氏名又は名称及び住所 事前調査・試料採取を実施した者 ①日本アスベスト調査診断協会登録者 氏名: 〇〇 〇〇 会員番号 〇〇〇〇 住所: 千葉県千葉市〇〇区〇ー〇	
分析を実施した者 ②〇〇環境分析センター 代表取締役社長 〇〇 〇〇 氏名: 〇〇 〇〇 登録番号 〇〇〇〇 住所: 埼玉県〇〇市〇ー〇	
その他事項	
調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された〇数字は、以下の判断根拠を表す。 ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日	

注) 工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合


[様式はこちら](#)

作業の記録

特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名			
特定工事の元請業者等の現場責任者の氏名及び連絡先			
下請負人の現場責任者の氏名及び連絡先 ※下請負人が作業を実施した場合に記載			
特定工事の場所			
特定粉じん排出等作業の種類		大気汚染防止法施行規則別表第 7 1 の項 建築物等の解体作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項及び 5 の項を除く） 2 の項 建築物等の解体作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業（かき落とし、切断、又は破碎以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（5 の項を除く） 3 の項 建築物等の解体等作業のうち、石綿含有仕上塗材を除去する作業（5 の項を除く） 4 の項 建築物等の解体等作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業（1 から 3 までの項、次項を除く） 5 の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6 の項 建築物等の改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業	
特定粉じん排出等作業を実施した期間		自 年 月 日 至 年 月 日	
作業の実施状況 ※除去の方法を記載し、必要に応じて写真を添付すること			
必要な知識を有する者による特定建築材料の除去等作業の完了確認	確認年月日		
	確認を行った者の氏名		
	確認の結果	☐ 取り残しがないことを確認した ☐ 確認の結果に基づき、除去等の措置を講じた （内容： ）	
【負圧隔離養生を行った場合に記載】 ※作業中の記録をまとめて別紙に添付してもよい	負圧の状況の確認 （作業開始前と中断時を含む）	確認年月日	
		確認の方法	
		確認の結果	
		確認者氏名	
	集じん・排気装置の正常な稼働の確認 （集じん・排気装置の場所を変更した場合、フィルタを交換した場合も含む）	確認年月日	
		確認の方法	
		確認の結果	
		確認者氏名	
	粉じんを迅速に測定できる機器を用いた集じん・排気装置の正常な稼働の確認 （集じん・排気装置の場所を変更した場合、フィルタを交換した場合も含む）	確認年月日	
		確認の結果	
	隔離を解く前の確認	確認者氏名	
		確認年月日	
		確認の方法	
		確認の結果	
	確認者氏名		

備考 必要な知識を有する者に該当することを証明する書類の写しを添付すること。



特定粉じん排出等作業完了報告書

発注者 住所
氏名（法人にあっては名称及びその代表者の氏名） 様

元請業者 住所
氏名（法人にあっては名称及びその代表者の氏名）
電話番号

ご依頼のありました特定粉じん排出等作業について完了したので、大気汚染防止法第 18 条の 23 に基づき報告いたします。

1. 特定粉じん排出等作業の概要

- 対象建築物の名称及び所在地
- 除去等作業を行った者
※元請業者が行った場合は「報告者と同じ」と記入する。
下請負人が行った場合は氏名（法人の場合は法人名及び代表者氏名）を記入する。
- 作業の概要
※作業の実施期間、特定粉じん排出等作業の種類、特定建築材料の種類、使用箇所、使用面積、除去方法等について記入する。必要に応じて別紙への記入、写真・図面等を添付する。

2. 石綿含有建材の取り残しがないこと等の確認

- 確認年月日
- 確認者の氏名
※確認を行った者の氏名（法人に所属している場合は氏名のほかに法人名）を記入する。
- 確認者が登録規程に基づく講習又は石綿作業主任者技能講習を受講した講習実施機関の名称等
※受講した講習実施機関の名称（一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者についてはその旨）を記入する。

3. 特定粉じん排出等作業の完了

- 完了年月日

4. 申し送り事項

- 異常時の対応
- 計画と異なる対応を行った場合はその措置内容

この書面の説明を受けました。

発注者氏名（法人にあっては名称並びに説明を受けた者の職及び氏名）

年 月 日 (氏名)

別紙

特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第 7 1 の項 建築物等の解体作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項及び 5 の項を除く） 2 の項 建築物等の解体作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業（かき落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（5 の項を除く） 3 の項 建築物等の解体等作業のうち、石綿含有仕上塗材を除去する作業（5 の項を除く） 4 の項 建築物等の解体等作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業（1 から 3 までの項、次項を除く） 5 の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6 の項 建築物等の改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日 至 年 月 日
特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料等の種類並びにその使用箇所及び使用面積 （必要に応じて図面等を添付すること）	1 吹付け石綿 (、 m ²) 2 石綿を含有する断熱材 (、 m ²) 3 石綿を含有する保温材 (、 m ²) 4 石綿を含有する耐火被覆材 (、 m ²) 5 石綿を含有する仕上塗材 (、 m ²) 6 石綿を含有する成形板等 (、 m ²)
特定粉じん排出等作業の方法	除去 ・ 囲い込み ・ 封じ込め ・ その他 ()
特定粉じんの排出等の方法又は飛散の抑制方法	

備考 必要に応じて作業実施状況がわかる写真を添付すること。



特定粉じん排出等作業実施届出書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

届出者

吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第 18 条の 17 第 1 項（第 2 項）の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象特定工事の場所	(届出対象特定工事の名称)			
届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名				
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第 7 1 の項 建築物等の解体作業（次項又は 5 の項を除く） 2 の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業（掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（5 の項を除く） 5 の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6 の項 改造・補修作業 (件)			
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日	※整理番号		
	至 年 月 日	※受理年月日		
特定建築材料の種類	1 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材	※審査結果		
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり			
特定建築材料の使用面積	m ²			
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり			
参 考 事 項	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要	建築物（耐火・準耐火・その他） 延べ面積 m ² （ 階建）	※備 考	
		その他工作物		
		届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号	
	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号		

- 備考 1 吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及びこれらの特定建築材料の使用箇所を記入すること。
- 2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもって、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号及び第4号に規定する事項を記載した書類とみなす。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

別紙

特定粉じん排出等作業の方法

特定粉じん排出等作業における措置		除去・囲い込み・封じ込め・その他
特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由		
集じん・排気装置	機種・型式・設置数	
	排気能力 (m ³ /min)	(1 時間当たり換気回数 回)
	使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%)	
使用する資材及びその種類		
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法		

- 備考 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。
- 2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
- 3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
- 4 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量 (m³) 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

特定粉じん排出等作業実施届出書

2022年4月1日

(あて先) 千葉市長

代表者の押印がない場合も届出可
その場合は工事の担当部署名・担当者名・連絡先を記載した資料を添付すること

届出者

千葉県千葉市中央区千葉港 0-0
環境規制株式会社
代表取締役 ちはな 太郎

吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の17第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象特定工事の場所	千葉県美浜区真砂 0丁目 0-0 (届出対象特定工事の名称) ちはなビル解体工事		
届出対象特定工事の元請業者 又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	千葉県千葉市中央区市場町 0-0 解体工業株式会社 代表取締役 解体 花子		
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 ①の項 建築物等の解体作業(次項又は5の項を除く) 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業(掻き落とし、切断、又は破碎以外の方法で特定建築材料を除去するもの)(5の項を除く) 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 改造・補修作業 (件)		
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 2022年4月15日 至 2022年4月28日	※整理番号	
特定建築材料の種類	① 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材	※受理年月日	
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。	※審査結果	
特定建築材料の使用面積	10 m ²		
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。		
参考事項	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要	建築物 (耐火・準耐火・その他) 延べ面積 m ² (階建) その他工作物	※備考
	届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	千葉県千葉市中央区市場町 0-0 解体工業株式会社 現場責任者 大気 次郎 電話番号 043-000-0000	
	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	千葉県千葉市花見川区検見川町 0丁目 0-0 石綿除去株式会社 現場責任者 石綿 太郎 電話番号 043-000-0001	

- 備考
- 1 吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及びこれらの特定建築材料の使用箇所を記入すること。
 - 2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもって、大気汚染防止法施行規則第 10 条の 4 第 2 項第 1 号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第 3 号及び第 4 号に規定する事項を記載した書類とみなす。
 - 3 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 4 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A4 とすること。

特定粉じん排出等作業の方法

特定粉じん排出等作業における措置		除去・囲い込み・封じ込め・その他
特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由		
集じん・排気装置	機種・型式・設置数	集じん工業 A-1000 1台
	排気能力 (m ³ /min)	30 m ³ /min (1時間当たり換気回数4回)
	使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%)	粉じん工業製 HEPA フィルタ 集じん能力 99.97%
使用する資材及びその種類		・養生シート ・養生テープ ・飛散抑制剤 ・飛散防止剤 ・廃石綿等専用廃棄袋
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法		・作業場内を隔離養生し、負圧状態にする。 ・飛散抑制剤を十分に散布してから除去作業を行う。 ・除去後、飛散防止剤を散布する。 など

- 備考 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。
- 2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
- 3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
- 4 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量 (m³) 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。



石綿濃度測定結果等報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

提出者 住 所
電話番号
氏 名

千葉市建築物等の解体等に伴う石綿の飛散の防止等に関する要綱第3条第5項又は第6項の規定により、石綿濃度測定結果等を次のとおり提出します。

届出対象特定工事の 場 所 (名 称)	(届出対象特定工事の名称)	
特定粉じん排出等作 業の実施の期間	自	年 月 日 至 年 月 日
石 綿 の 濃 度 の 測 定 機 関	名 称	
	住 所	
	登 録 番 号	
	測定者の氏名 及びその登録 番 号	
石綿の濃度の測定結 果及び作業記録	別紙のとおり	
届出対象特定工事を 施工する者の氏名又 は名称及び住所並び に法人にあっては、そ の代表者の氏名		

石綿濃度測定結果等報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

提出者 住 所 千葉県千葉市中央区千葉港 0-0
 電話番号 043-000-0005
 氏 名 環境規制株式会社
 代表取締役 ちはな 太郎

千葉市建築物等の解体等に伴う石綿の飛散の防止等に関する要綱第3条第5項の規定により、石綿濃度測定結果等を次のとおり提出します。

特定工事の場所 (名 称)	千葉県美浜区真砂 0 丁目 0-0 (特定工事の名称) ちはなビル解体工事	
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自	2021 年 4 月 15 日 至 2021 年 4 月 28 日
石 綿 の 濃 度 の 測 定 機 関	名 称	濃度測定株式会社
	住 所	千葉県千葉市若葉区千城台北 0 丁目 0-0
	登 録 番 号	00-00
	測定者の氏名 及びその登録 番 号	測定 花子 00-000
石綿の濃度の測定結果及び作業記録	別紙のとおり	
特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	千葉県千葉市中央区市場町 0-0 解体工業株式会社 代表取締役 解体 花子	